

京都市告示第 56 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年4月7日

京都市長 門川大作

道路の種類 府道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
京都京北線	北区上賀茂十三石山149番地地先から 同町154番地地先まで	旧	メートル 119.60	メートル 4.70 ~ 7.20
		新	119.60	7.35 ~ 22.11

(建設局土木管理部道路明示課)